②　当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。(35―２）ｃにおいて同じ。)に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(35―２）ｃにおいて同じ。)及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下②及び(35―２）ｃにおいて同じ。)(当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。)又は半期報告書(同条第19号に規定する半期報告書をいう。(35―２)ｃにおいて同じ。)並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

ｋ　信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務（信託法第２条第９項に規定する信託財産責任負担債務をいう。)とする旨の信託行為の定めがあるものについて、当該定めの内容について記載すること。

⑵⑴　信託財産を構成する資産の回収方法

信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。)について記載すること。

⑵⑵　信託の基本的仕組み

当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）を組成する仕組みの概要（原保有者、当該内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託の委託者及び受託者、信託財産の管理を行う会社、信託財産の回収等の管理会社及び当該内国信託受益証券（内国信託社債券）に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）及び当該内国信託受益証券（内国信託社債券）の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

これに加えて、内国信託社債券が発行される場合にあっては、当該内国信託社債券と信託財産との関係（当該内国信託社債券について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うか否か、発行者と当該信託財産の責任割合等）についても、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

⑵⑶　信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項

ａ　当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに信託財産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。また、当該債権が貸付債権である場合において、当該債権に取立不能、期限の利益の喪失等の事由が生じた場合に、原保有者その他の者が当該債権を買戻し、他の債権との交換その他の方法により取得する義務を負うこととなっているときは、その内容を記載すること。

ｂ　当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。

ｃ　当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）に係る信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記ａ及びｂに準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

ｄ　信託財産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には、信託財産の類型ごと（信託財産が債権であって基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごと）に当該要件の内容を記載すること。

ｅ　信託財産を構成する資産につき回収したものに係る処理の方法（他の資産に再投資する場合には当該投資の対象及び時期等、受益権者に償還若しくは配当する場合又は償還基金若しくは配当基金に積立てる場合には、その時期及び金額の計算方法等）を記載すること。

⑵⑷　その他

ａ　当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該内国信託受益証券又は内国信託社債券に係る信託に関し他の種類の受益権（内国信託受益証券が発行される場合にあっては当該内国信託受益証券と信託財産（信託法第２条第３項に規定する信託財産をいう。以下ａにおいて同じ。)が同一であり、かつ、受益債権の給付の内容又は弁済期が異なる他の受益権をいい、内国信託社債券が発行される場合にあっては当該内国信託社債券と信託財産が同一である受益権をいう。⑶⑴ｅにおいて同じ。)又は他の種類の内国信託社債券(内国信託受益証券が発行される場合にあっては当該内国信託受益証券に係る信託財産のために発行された内国信託社債券をいい、内国信託社債券が発行される場合にあっては当該内国信託社債券に係る信託財産のために発行された他の種類（会社法第681条第１号に規定する種類をいう。)の内国信託社債券をいう。⑶⑴ｅにおいて同じ。)を有している者がいる場合には、当該信託の信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による当該信託財産の元本の償却額の配分方法を記載すること。

ｂ　当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券）の元本の償還等について信用補完がなされている場合には、その内容を記載すること。

ｃ　受託者が二人以上ある信託においては、信託事務の処理についての決定及びその執行方法が把握できる内容を具体的に記載すること。

⑵⑸　受益権

受益者集会に関する権利、受益権に係る受益債権の内容、その他の受益権の内容及び権利行使の手続について記載すること。なお、当該届出に係る有価証券が内国信託社債券である場合には、記載を要しない。

⑵⑹　信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況

当該届出に係る内国信託受益証券（内国信託社債券)に係る信託財産を構成する債権について、債権額の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞期間）別及び債権の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者に対する割合並びに債権額の残高及びその総債権残高に対する割合を記載すること。

⑵⑺　損失及び延滞の状況

ａ　有価証券届出書提出日前５年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。)について、各計算期間ごとに信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。

ｂ　信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。

ｃ　有価証券届出書提出日が信託財産譲受日後１計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

⑵⑻　収益状況の推移

有価証券届出書提出日前５年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

ａ　信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率

ｂ　信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率

ｃ　信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記ａ及びｂに準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。